

議会運営委員会視察報告書（平成30年度）

1. 実施日

平成30年7月17日（火）・18日（水）

2. 視察市及び視察項目

- (1) 栃木県宇都宮市
 - ・市議会のICT化について
 - ・議会基本条例について

- (2) 福島県福島市
 - ・議会基本条例について
 - ・通年議会について

3. 視察した委員

委員長	江野沢 隆之	副委員長	河野 慎一
委員	植田 進	委員	小澤 宏司
委員	末永 隆		

4. 随行職員

議事課長 津花 謙一

栃木県 宇都宮市

面積	416.85 km ²
人口	519,931 人（平成 30 年 6 月末現在）
議員定数	45 人

明治 29 年市制施行。栃木県の県庁所在地であり、北関東の中心都市の一つとして発展している。平成 8 年 4 月 1 日に中核市へ移行した。

市議会の ICT 化について

栃木県宇都宮市議会では、議会におけるペーパーレス化等を推進するため、平成 27 年 12 月から、全議員にタブレット端末を配付し、運用を開始した。今回は先進的な取組や課題などについて視察を実施した。概要は下記のとおりである。

1 導入に至る経緯

同市議会では、平成 27 年 6 月にタブレット端末利活用検討会を設置し、導入の検討を開始した。先進地の視察を行うとともに、これまでに 17 回の検討会を実施し、第 1 次～第 3 次中間答申と中間報告（2 回）を行っている。

- ・平成 27 年 7 月 第 1 次中間答申
- ・平成 27 年 9 月 第 2 次中間答申
- ・平成 27 年 12 月 タブレット端末を配付・運用開始
- ・平成 28 年 7 月 第 3 次中間答申
- ・平成 29 年 2 月 中間報告
- ・平成 30 年 3 月 中間報告

第 1 次中間答申（平成 27 年 7 月）

- ・利用範囲（事務局からの開催通知等、執行部からの情報提供、スケジュール管理、その他）
- ・導入端末について
- ・費用負担について

第 2 次中間答申（平成 27 年 9 月）

- ・クラウドストレージサービスについて
- ・市議会タブレット端末使用基準
- ・政務活動費取扱いマニュアルの一部改正

第 3 次中間答申（平成 28 年 7 月）

- ・クラウドストレージサービス活用の充実
- ・ペーパーレス会議の試行

中間報告（平成 29 年 2 月）

- ・ペーパーレス会議の試行
- ・議員のスキル向上

中間報告（平成 30 年 3 月）

- ・タブレット端末操作研修会の開催
- ・先進地視察の実施について

2 課題

今後の課題として、執行部側が議会の会議のためのタブレットを保有できていないことや、議員間でタブレットの操作スキルに差が生じやすいため、議員全体の操作スキルの向上を目指している等の説明があった。

議会基本条例について

1 条例の趣旨

地方分権の進展により、国から地方への権限移譲が進む中、地方公共団体の自己決定及び自己責任の範囲も拡大しており、議会が市政において果たすべき役割はますます重要になってきている。

そこで、宇都宮市議会では、議会の活動原則など議会に関する基本的な事項を条例で定め、開かれた議会を実現し、市民福祉に向上や将来にわたる市政発展に寄与していくことを目指して、この条例を制定した。

2 制定までの経過

議会制度の調査検討や見直しを図るために設置した「議会制度検討会議」において、平成 24 年 4 月から 36 回（作業部会 19 回を含む）の会議で議論を重ね、平成 25 年 9 月に条例制定について取りまとめた第 5 次中間答申、平成 25 年第 3 回定例会に条例案（発議案）を提出し、全会一致で可決・制定した。

3 検討結果

平成 24 年

4 月 第 9 回議会制度検討会議

10 月 先進市視察

平成 25 年

7 月 第 4 次中間答申（条例大綱案）を議長に提出

8 月 基本条例大綱（案）に関するパブリックコメントを実施

9 月 第 5 次中間答申（条例案）を議長に提出

10 月 平成 25 年第 3 回定例会に条例案を提出。可決され制定

4 条例の概要

この条例は、7つの章から構成されており、市民と議会との関係、議会と市長等との関係について定めるとともに、議会の機能強化や議員の政治倫理などについて定めている。

5 新たな取組（主なもの）

- 1 市民の参加機会の確保
 - ・ 会議の原則公開
 - ・ 請願・陳情に係る意見陳述
- 2 広報広聴の充実
 - ・ 広報広聴委員会の設置
- 3 市長等との関係の基本原則
 - ・ 一括質問一括答弁と一問一答の選択
 - ・ 反問権の創設
- 4 議員間の討議
 - ・ 政策討論の実施

視察を終えて

宇都宮市議会では、平成24年に議会制度検討会議を立ち上げ、議会改革に取り組んできており、視察項目の議会基本条例についても、同会議において検討されてきた議会制度改革の一環として制定され、会議の原則公開、請願者・陳情者の意見の陳述、一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択、政策討論の実施など、特色のある条例となっている。

また、同議会では、平成27年12年からタブレットの利用を開始したが、導入後においても、運用上の課題について協議を重ね、改善に向けての検討を積極的に行っており、ペーパーレス会議の試行や、利便性の検証を行う一方、タブレット端末利用研修会を実施し、操作スキルの向上に精力的に取り組んでいるのが印象的であった。



福島県 福島市

面積	767.72 km ²
人口	280,080 人（平成 30 年 6 月末現在）
議員定数	35 人

明治 40 年市制施行。福島県の県庁所在地であり、同県内でも 3 番目の人口規模の都市として発展を続けている。平成 30 年 4 月 1 日に中核市へ移行した。

議会基本条例について

1 制定の目的

地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 検討経過

平成 23 年

6 月 議会改革検討会を設置

平成 24 年

5 月 議会改革検討会より提言「今後の議会改革の方向性について」

6 月 議会基本条例策定特別委員会を設置（計 31 回開催）

平成 25 年

11 月 福島市議会基本条例（素案）に関するパブリックコメントの募集

平成 26 年

3 月 平成 26 年第 3 回定例会に条例案を提出、可決され、4 月から施行

3 基本方針の三本柱

「市民に開かれた議会」

市民が積極的に議会に参加するためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指している。

「議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会」

二代表制の下、合議制の機関としての特性を生かし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にし、合意形成を図る議会の実現を目指している。

「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」

市長やその他の執行機関と緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会の実現を目指している。

4 新たな取り組み

「通年議会」

7 ページ参照

「災害対応」

東日本大震災の被災地としての経験・教訓を踏まえ、大規模災害時において、被災市民の救援と災害復旧のために、非常事態に即応するために議会の活動方針について定めている。

- ・市議会災害対応指針の策定
- ・市議会災害対策会議設置要綱の策定
- ・市議会議員の災害対応マニュアルを策定

「会議の公開と傍聴手続きの簡素化」

議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合を除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で行うとともに、傍聴手続の簡素化に努めている。

- ・傍聴手続の簡素化の実施
- ・会議日程等を市議会ホームページへ掲載

「情報の共有と公開」

開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有及び積極的な情報公開に努めている。

- ・議案や委員会資料を市議会ホームページへ掲載及び市民情報室で閲覧開始
- ・市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の積極的な周知

「議会報告会の開催」

市民との信頼関係を確保するため、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有することが必要なため、議会は自らが地域に出向き、直接市民に対し、議会で行われた議案等の審議における議論の経過や審議結果等の内容について報告する議会報告会を開催する。なお、議会報告会は、決算を審議する定例会議の終了後及び当初予算を審議する定例会議の終了後に開催している。

- ・各種団体と連携した議会報告会の開催について
- ・議会報告会における市民との意見交換について

「反問権」

本会議や委員会において論点を明確にして議論を深める目的で、市長等が議員の質問の趣旨を確認するための反問権を付与している。反問には議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求めることも含まれる。

「市民参加の推進」

議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができるとし、次のような制度を規定し、運用している。

- ・意見交換会の実施
- ・参考人制度の活用

「自由討議の実施」

議会は、本会議及び委員会において、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めている。

「条例の検証」

議会は、条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討する。

通年議会について

福島市議会では、機動的・弾力的な議会運営を目指し、平成26年から通年議会（通年会期）を導入し、運用している。

※通年会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、会期を通年とするための「福島市議会の会期等に関する条例」で定める日（8月1日）から翌年の当該日の前日（7月31日）までの1年間を会期とするもの。

9月、12月及び翌年の3月、6月に定例会議を行うほか、緊急を要する案件がある場合は緊急会議を開催している。

導入の経緯

平成24年

9月 改正地方自治法施行（通年会期制の規定など）



9月 議長から議会運営委員会へ通年議会について諮問され、検討を開始

平成25年

8月～11月 実施に向けた調整

平成26年

1月 執行部との調整

- 3月 福島市議会基本条例を制定
第9条（議会の会期）に地方自治法第102条の2の規定により会期を
通年とすることを規定。
- 6月 福島市議会の会期等に関する条例を制定、8月から施行。

視察を終えて

福島市議会では、平成23年に議会改革検討会が設置され、様々な議会改革を進めているが、そうした取り組みの一つとして、平成26年に議会基本条例を施行しており、条例の内容についても、通年会期や災害対応など、被災地の経験を反映した特色のあるものとなっている。

通年会期については、平成24年9月の改正地方自治法施行後、直ちに導入に向けて検討を始め、議会基本条例に位置付けるとともに、平成26年の同条例の施行とともに運用を開始している。年間を通した会期とすることにより、委員会活動の活性化など、機動的、弾力的な議会運営が図られているとの説明があり、精力的に議会改革に取り組んでいる様子がかがえた。

